琉球大学学術リポジトリ

沖縄県中学校の学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部附属教育実践総合センター 公開日: 2016-11-08 キーワード (Ja): 学校いじめ防止基本方針, 策定状況, 沖縄県中学校, チェックリスト キーワード (En): 作成者: 吉田, 浩之, Yoshida, Hiroyuki メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/35749

沖縄県中学校の学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題

吉田　浩之*

Overview and issues of a basic policy for school bullying prevention :The case of junior high schools in Okinawa

Hiroyuki YOSHIDA *

いじめ防止対策推進法（以下,「本法律」）の施行及びいじめ防止基本方針（以下,「国の基本方針」）の公示から2年が経過した．文部科学省調査（2015年10月）によると,学校いじめ防止基本方針（以下,「学校の基本方針」）の策定率は99.9%（沖縄県99.0%）で，100%に近い策定状況になっている．一方，2015年7月に岩手県矢巾町の中学2年生が列車にとびこみ自殺するいじめ事件が発生したが，当該校では学校の基本方針を策定していたにもかかわらず，本法律及び学校の基本方針に則った対応が実行されていなかった点がクローズアップされた．

本研究では，沖縄県の中学校を対象に，本法律が求める学校の取り組み内容が，学校いじめ防止基本方針に記載されているかどうかについて検討することを目的とした．そのチェックには，国の基本方針に記された学校の取り組み項目・内容を網羅した著者自作のチェックリストを用いた．また，沖縄県の高等学校と岩手県矢巾町の中学校との比較も行った．その結果,「学校の基本方針の検討段階から保護者や地域の方等が参画し，児童生徒の意見も取り入れる」,「いじめ防止・早期発見・対処に関する取組方法を具体的に定め，チェックリストを作成・共有する」,「校務の効率化」,「いじめの防止，早期発見，対応の年間計画及び取組内容」に関する記載状況に課題がみられた．それらは，本法律の基本理念で示すいじめ問題に社会総がかりで取り組むことや，学校における取り組みの実行度にかかわる項目であった．

Key words：学校いじめ防止基本方針，策定状況，沖縄県中学校，チェックリスト

1．問題と目的

1.1　いじめ防止対策推進法の公布・施行

第183回国会においていじめ防止対策推進法（以下,「本法律」）が成立し，2013年6月28日に，平成25年法律第71号として公布された[1]．本法律は，いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため，いじめの防止等のための対策に関し，基本理念を定め，国及び地方公共団体等の責務を明らかにし，並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに，いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものであり，2013年9月28日に施行された．

なお，本法律は，第1章（総則），第2章（いじめ防止基本方針等），第3章（基本的施策），

* 琉球大学教育学部（現 群馬大学教育学部）

第4章(いじめの防止等に関する措置),第5章(重大事態への対処),第6章(雑則),附則で構成され,また,衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会の附帯決議が付されている[2].

1.2 本法律の第1章（総則）の概要

本法律の目的は，児童等（児童又は生徒）の尊厳を保持するために，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期把握，いじめへの対処）の対策を総合的かつ効果的に推進することにある（第1条関係）[3]．また，いじめの防止等のための対策は，いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない（第3条関係）．なお，本法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとし（第2条関係），児童等は，いじめを行ってはならないことが規定されている（第4条関係）．

1.3 学校いじめ防止基本方針と国および地方の基本方針

本法律においては，国に対しいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下，「国の基本方針」）の策定を求めているとともに（第11条），地方公共団体に対しては，国の基本方針を参酌し，その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下，「地方の基本方針」)の策定に努めるよう求め(第12条)，また，学校に対しては，国の基本方針又は地方の基本方針を参酌し，その学校の実情に応じた同様の基本的な方針（学校いじめ防止基本方針，以下「学校の基本方針」）の策定を求めている（第13条）．

学校の基本方針については，国の基本方針又は地方の基本方針を参酌し，実態に応じて策定することが示されているが，策定の様式や必須項目等の規定は示されていない．しかし，策定においては国の方針を参酌すること（第13条）とされている．国の基本方針[4]の「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」（P21-25）には，どの学校においても共通に取り組むべき事項が記され，この内容については，学校の基本方針に記載すべき事項になると考えられる．なお，本法律では，学校の基本方針の策定義務は示されているが，策定期限については示されていない．また，国の基本方針には，学校の基本方針をホームページ等で公開することが示されている．したがって，学校の基本方針の策定内容や策定期日や公開方法は，学校の判断による余地が多分にあるため，学校間で違いが生じやすくなっている．

1.4 学校の基本方針の策定状況と教員間の共有状況

文部科学省によると2014年10月1日時点[5]で，学校の基本方針の策定率は96.4％（沖縄県91.4％）であり，校種別では，小学校97.7％（同96.0％），中学校96.2％（同94.2％），高等学校92.1％（同72.7％），特別支援学校94.1％（同64.7％)である．同様に2015年10月1日時点[6]では，学校の基本方針の策定率は99.9％（沖縄県99.0％）であり，校種別では，小学校99.9％（同99.6％），中学校99.9％（同98.7％），高等学校99.7％(同97.0％),特別支援学校99.9％(同100％）である．本法律が施行されて2年が経過し，全国及び沖縄県の学校では，100％に近い策定状況となっている．

一方，著者が講師の免許状更新講習（2014年8月）を受講した沖縄県内の小・中・高等学校の教員（97名）を対象とした学校の基本方針の策定状況に関する調査[7]では，「学校の基本方針を策定している」と回答したのは41.8％（小学校43.3％，中学校50％，高校33.3％），「学校の基本方針を公開している」と回答したのは14.3％（小学校10％，中学校23.3％，高校10％）であった．また，学校の基本方針の内容を教職員間で「十分に共有している」，あるいは「おおむね共有している」と回答したのは29.7％(小学校36.7％，中学校39.3％，高校15.2％）であった．文部科学省の調査では，2014年10月段階で，沖縄県

の学校の基本方針の策定率は91.4％となっているが，著者の調査では，教員が策定していると認識している割合は42％弱であり，策定していると回答した教員も学校内で内容を共有しているとした割合は30％弱であった．実態として，学校の基本方針は策定してあるが，教員間での策定の認識や策定内容の共通理解は十分ではなく，学校の基本方針の実行性が懸念される状況にあることがうかがえる．

1.5　沖縄県の高等学校の現状

沖縄県の高等学校を対象に，本法律が求める学校の取り組み内容が学校の基本方針に記載されているかどうかについて，著者自作の取組チェックリスト[8]によって検討した．なお，取組チェックリストは，国の基本方針に記されている学校で取り組む内容をチェックリストにしたものである（表1）．

沖縄県教育委員会が示す各高等学校のホームページにアクセスし，各高等学校のホームページから学校の基本方針を確認した結果，公開が確認できた学校は44校(沖縄県の高校全体の66.7％）であった．そこで，ホームページで公開されている学校の基本方針を対象に検討を行った[7]（表3）．

その結果，すべてのチェック項目を記載する学校はなく，チェック項目への記載割合が50％を下回ったのは11項目で，特に，「重大事態への対処」の記載状況に課題がみられた．また，記載状況が低い項目を順にあげると，「学校の基本方針の検討段階から保護者や地域の方等が参画し，児童生徒の意見も取り入れる」（4.5％），「学校評価と教員評価」（13.6％）と「校務の効率化」（31.8％），「いじめの防止の自己有用感や自己肯定感を育む」（38.6％）であった．一方，記載状況が90％以上は6項目で，「国又は地方の基本方針を参考に学校実態に応じて策定」，「いじめの防止・早期発見・対処の取組の基本的方向や内容」，「いじめ対策委員会」，「いじめについての共通理解」，「いじめの早期発見」，「地域や家庭との連携」であった．なお，学校の基本方針の記載頁数は，最も頁数の多い学校（11頁）と少ない学校（1頁）では10頁の差がみられた．特に，「重大事態への対処」には，法律が求める手続きに則り，教育委員会と連携した迅速な組織的対応が求められることから，それについての記載状況の不足は危惧されるところである．

1.6　本法律制定前後のいじめ事件

滋賀県大津市のマンションで，2011年10月，同市立中学2年男子生徒（当時13歳）が飛び降り自殺した．その後の調査で，「自殺の練習をさせられていた」，「金銭を強要されていた」，「一方的に殴られていた」などがわかった（以下，「大津市のいじめ事件」）．

大津市のいじめ事件を契機として，2013年6月には，いじめは児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その生命又は身体にまで重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み，いじめの対策を社会総がかりで効果的に推進するための法律（本法律）が制定されることとなった．しかし，大津市のいじめ事件が社会から注目され，本法律を制定し社会全体でいじめ対策を強化する動きがみられる中でも悲劇は繰り返されている．

2012年9月2日に，兵庫県川西市でいじめられていた県立高校2年の男子生徒が自殺した．この問題を受け，同県教育委員会はいじめ対策として全ての県立高校に教職員らの「いじめ対応チーム」を設置する方針を明らかにした．チームは，全150校の生徒指導部長や学年主任，生徒の心のケアを担当するキャンパスカウンセラーらで構成され，定期的なアンケートなどを通じて生徒の情報を共有し，いじめの早期発見につなげたい意向を示している．また，2013年3月には，奈良県橿原市で中学1年の女子生徒が自殺した．生徒は「こんなんいじめ，死にたい」と，周囲に打ち明けていた．生徒を対象にアンケートを実施した結果，女子生徒が暴力を受けるのを見たという内容の記述が複数みられた．さらに，2015年2月には，川崎市川崎区の多摩川河川敷で中学1年の男子生徒が18歳少年らから殺害された．同級生にLINEでメッセージを送り，暴行を受けていることなどを相談していた．友人らにグループを抜けたがっていることを明かしていたが，LINEに書き込まれたSOSは，周りの大人には届かなかった．

本法律第13条で規定される学校に策定義務がある学校の基本方針の策定率は，全国的にほぼ100％に至り，学校におけるいじめ対策は進んでいるようにみえる．しかし，生徒の生命にかかわる重大事例が発生し続けている．その原因の一端を次にあげる事例からうかがうことができる．

1.7 いじめ事件に対する視点の変化

2015年7月，岩手県矢巾町の中学2年男子生徒（当時13歳）が列車にはねられ死亡（自殺）した．同級生から日常的に嫌がらせを受け，砂をかけられたり殴られたり髪の毛をつかんで顔を机に打ち付けられている姿が目撃されていた．担任に提出の「生活記録ノート」には，いじめの苦しみや自殺をほのめかす深刻な内容が書かれていた（以下，「矢巾町のいじめ事件」）．この事件に対する報道は，これまで以上に，本法律を基準にした具体的な指摘がみられた．たとえば，毎日新聞[9]の記事には，次の内容が記載されている（下線と番号は筆者による）．

「岩手県矢巾町の中学2年の男子生徒（13）がいじめを苦に自殺したとみられる問題で，生徒がいじめを訴え自殺を担任教諭にほのめかしながら，学年主任や同僚教員も把握していなかったことが，町教育委員会への取材で分かった．2013年施行のいじめ防止対策推進法では，(1)いじめが確認された場合，複数の教職員による対応を求めているが，実施されていなかった可能性が高い．

生徒が通っていた中学では，担任が生徒と「生活記録ノート」をやりとりし，生活状況を把握している．生徒は5月以降，他の生徒から蹴られたり，首を絞められたりしていることをノートに記していた．自殺前の6月末には「もう市（死）ぬ 場所はきまってるんですけどね」などと自殺をほのめかす記述もあった．

中学は同法に基づき，(2)「いじめ防止に関する基本方針」を作成．(3)早期発見のため，生活ノートを活用するとしていた．さらに，いじめを発見したり，通報を受けたりした場合，校長らでつくる(4)「いじめ対策委員会」を開き，(5)校長以下全教員で共通理解を持って対応することになっていた．しかし町教委によると，ノート内容については担任から学年主任への報告もなかった．同僚教員にも担任からいじめの可能性があると聞いた人はいないという．(6)同法やその基本方針を教員に周知させる研修などの実施に関し，町教委は関与しておらず，各校の判断に委ねられていた．町教委学務課の立花常喜課長は「他の教員らと情報共有し，ステップを踏んで対応すべきだった」と話している」

以上の下線(1)は，本法律の第22条と第23条に関連する内容である．同様に下線(2)は第13条，下線(3)は第16条，下線(4)は第22条，下線(5)は第8条と第22条，下線(6)は第18条である．このように，報道に本法律の規定を基準に対応を問う内容や本法律の用語が随所に記されている点は，これまでのいじめに関する報道に比べて顕著に変化したところである．いじめに特化した法律が制定され，その認識が社会的に高まっていることを示すものであり，今後のいじめに関する事案については，さらに本法律に則った対応への視線が強まることが予想される．

1.8 重大事態件数の現状

矢巾町のいじめ事件の当該校では，いじめ件数の報告は「0」とされていた．その事態を踏まえ，文部科学省では9月中旬をめどに2014年度を対象に各学校にあらためて詳しく報告することを求めた．その結果，2014年度の重大事態の件数は，当初の156件から450件と3倍に増加した[10]．なお，本法律の第28条1項の第1号と第2号に，「重大事態」の対象が規定され，第1号は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」，第2号は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている．矢巾町のいじめ事件は第1号に該当する．2014年度の450件（前年度179件）は，第1号が92件（同75件），第2号が383件（同122件）と前年度に比べて増加している．しかし，実際にはそれを上回る件数になることが次のデータから推測できる．

2013年度に，いじめを不登校のきっかけとあげた人数を小，中，高の校種別にみると，小学校は414人，中学校は1,527人，高校は179人で，

合計 2,120 人である[11]．これらは，本法律の重大事態の第 2 号に相当する．しかし，当該年度の重大事態の件数は 179 件となっている．同様に，2014 年度では，小学校は 313 人，中学校は 1,060 人，高校は 90 人で，合計 1,463 人である[12]．しかし，上述したように 2014 度の重大事態の件数は 450 件となっている．

本法律の理解が進めば，重大事態に該当していたが，そのように扱われなかった事例が，重大事態として対処が求められる可能性があり，重大事態の件数は今後増加すると推測できる．学校では重大事態への対処の準備を万全にしておく必要がある．特に，重大事態への対処に関しては，法律に則った手続きが定められているため，実行性を高める上で，学校の基本方針への具体的な記載は必須である．たとえば，学校が重大事態の情報を把握すれば，その調査主体は当該教育員会が決定することになる．学校が調査主体となる場合には，速やかに事案に対して調査組織を立て，そのメンバーには，公平性・中立性を確保するために，外部者の参加が求められている．急遽，組織することは困難なため，平素から構成メンバーを組織しておく必要がある．当然のことながらそのことは，学校の基本方針に明記されていて，実行性が確保されていることが求められるであろう．

1.9 研究目的

これまでに述べてきたように，文部科学省調査では，学校の基本方針の策定率は，ほぼ 100％に達しているが，沖縄県小・中・高の教員を対象に，著者が行った調査では，学校の基本方針が策定されていると認識する割合は低く，また，教員間で内容を共有していると実感する割合も低い．

本法律の第 8 条（学校及び教職員の責務）には，いじめの防止等に学校全体で取り組むことが学校および教職員の責務として規定されている．いじめ防止等に組織的に取り組むことは本法律の肝であり，学校の基本方針を全教職員で共有することは前提になるとともに，児童生徒は勿論のこと，保護者や地域等と学校の基本方針を共有することも前提になる．また，本法律の第 3 条（基本理念）には，いじめられている児童生徒を放置しないことと保護することが明記されている．しかしながら，学校が本法律に則った対応を行っていないために，本法律の施行後も社会の注目を集める中学生が自ら命を絶つ事件が発生している．

矢巾町のいじめ事件では，学校の基本方針は策定されていたが，教員間での共有化は十分ではなく，法律に則った組織的な対応はされなかった．しかも，当該校からのいじめ件数の報告は，近年は「0」となっていた．また，矢巾町のいじめ事件が該当するような重大事態の場合には，法に則った手続きを正確に踏みながら，迅速に組織的な対応をすることが求められるが，それに該当する件数も，社会全体が本法律の理解が進むにつれて，今後は増加することが予想され，「不登校のきっかけがいじめ」のデータからは，潜在的な件数は 3 倍以上あることがうかがえる．そして，矢巾町のいじめ事件を契機に，マスコミの報道には，本法律の規定を基準にした指摘が目立つようになり，今後，いじめの事例に関しては，法律に則った対応を各学校が行っているかを基準に指摘されることが予想される．

各学校のいじめ対策の大本は学校の基本方針であり，そこには本法律が求める学校の取り組み内容が網羅されている必要がある．それによって，法に則った実行性のある組織的ないじめ対策の取り組みが動き出すことになる．法律が施行されて 2 年以上が経過した現段階において，本法律に則った学校におけるいじめ防止等に対する取り組みの実行に向けて，各学校では早急に学校の基本方針の策定状況や内容について点検を行い，実行性を高め，不足点については改善を図る必要がある．

そこで本研究では，沖縄県の中学校を対象に，本法律が求める取り組みの内容が学校の基本方針に記載されているかどうかについて，国の基本方針が示す学校の取り組み項目・内容を網羅する取組チェックリストによって検討し，学校の基本方針の策定状況と課題を把握することを目的とした．

2. 方法

2.1 調査対象と手続き

沖縄県教育委員会が示す沖縄県内の中学校 157 校を対象とする[13]．沖縄県教育委員会が示す各中学校のホームページにアクセスし，学校の

基本方針を検索し収集する．なお，国の基本方針では，学校の基本方針はホームページ等で公開することとされているため，学校によってはホームページ以外で公開している可能性がある．本研究ではホームページで公開されている学校の基本方針を対象に検討を行う．また，同様に岩手県矢巾町の公立中学校についても調査対象とする．収集した学校の基本方針の内容を取組チェックリストによって点検する．その点検については，まずは著者とA国立大学の教育学部に在籍する4年生の学生1名で行い，次にその結果について著者と心理学系の大学教員で確認を行うプロセスで進める．

2.2 調査内容（取組チェックリストの内容）

国の基本方針において，学校が取り組むべき内容について記されているところは，「第2　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」の「3　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策（p21-25）およびp24内容の別添（学校におけるいじめ防止，早期発見，いじめに対する措置のポイント）」と，「4　重大事態への対処，(1) 学校の設置者又は学校による調査（p25-35）」である[4]．その中で項目として記されているものを取組チェックリストでは基本的に大項目に設定し，大項目に続き小項目が記されてある場合は取組チェックリストにおいても小項目に設定している．そして、大項目および小項目の下に，チェックリスト項目を設け，その中に国の基本方針に記載されている内容を記載している．結果として取組チェックリストは，7つの大項目に全103のチェックリスト項目で作成されている．

なお，取組チェックリストは，国の基本方針に示された学校で取り組む内容をチェックリストにして示したものであり，学校の基本方針には，取組チェックリストで示す項目に関連する内容が記載されていることが求められる．取組チェックリストの概要は，表1に示す通りである．

2.3 記載有無の点検基準

学校の基本方針の公開にあたっては，全内容を公開する場合や，ダイジェスト版を公開し詳しい内容は別に作成しておき関係者に配布する場合や，両者を組み合わせる場合などがみられる．したがって，取組チェックリストを用いて学校の基本方針を点検するには，どの公開方法の場合にも対応して，最低限の内容が記載されているかどうかについて確認ができるようにするために，全103項目に関する記載があるかをみる点検ではなく，取組チェックリストの大項目および小項目を対象に，何らかの記載があるかどうかの基準で点検する．

具体的には，大項目および小項目内に設定した各チェックリスト項目のどれか1つの項目について記載があれば，その上位に位置する大項目や小項目については記載があると判断する．表1で言えば，「大項目および小項目内の項目数」に示すどれか1つの項目に関する記載が学校の基本方針で確認できれば，その大項目又は小項目については記載があるとみるようにする．

したがって，表1に示す「いじめ対策委員会」と「いじめの早期発見」の2つの大項目（小項目の設定がない大項目）と，それ以外の5つの大項目（小項目の設定がある大項目）の中に設定されている26の小項目を合わせ，計28項目（大項目2と小項目26），すなわち，表1右欄に○で示す項目について，記載状況の結果を示すようにする．

3. 結果

3.1 沖縄県中学校および矢巾町中学校の記載状況

各中学校のホームページから学校の基本方針を確認した結果，公開が確認できた学校は沖縄県7校(県全体の4.5%)，矢巾町2校(町全体の100%)であった．取組チェックリストを基準に，大項目および小項目（計28項目）に関する記載があるかどうかを検討した結果は，表2に示す通りである．また，表3は沖縄県と矢巾町の中学校別に記載状況をまとめた結果であり，あわせて著者調査による沖縄県高等学校の記載状況結果[7]を加えて示したものである．

学校の基本方針の各校頁数は，2～6頁で平均頁数は4.2であった．記載状況の点検結果を示す28項目ごとにみると，当該項目に記載のある学校の割合が100%は，沖縄県中学校が12項目，矢巾町中学校が25項目であった．一方，50%以

下は，沖縄県中学校が6項目，矢巾町中学校が3項目であった．また両者ともに，「校務の効率化」については，記載がなかった．沖縄県中学校で記載状況が低い項目を順にあげると，「学校の基本方針の検討段階から保護者や地域の方等が参画し，児童生徒の意見も取り入れる」と「いじめ防止・早期発見・対処に関する取組方法を具体的に定め，チェックリストを作成・共有」と「校務の効率化」が0％で，「いじめの防止，早期発見，対応の年間計画及び取組内容」が28.6％であった．

3.2 沖縄県中学校と沖縄県高校の比較

沖縄県中学校で記載割合の低い項目は，沖縄県高校でも概ね低い傾向がみられた．高校の記載状況で50％以下は12項目で，特に，「重大事態への対処」の記載状況に課題がみられた．中学校に比べて高校で記載状況の割合が低い項目は，「校内研修の充実」と「学校評価と教員評価」と「いじめが起きた集団への働きかけ」であった．一方，高校に比べて中学校で記載状況の割合が低く，他の項目に比べて差がみられた項目は，「ネット上のいじめへの対応」と「いじめ防止・早期発見・

表1　取組チェックリストの概要

大項目	小項目	大項目および小項目内の項目数	国の基本方針の記載箇所	本研究で点検結果を示す28項目
学校いじめ防止基本方針の全体的なポイント事項	①国又は地方の基本方針を参考に，学校実態に応じて策定	1	p. 21-22	○
	②いじめの防止・早期発見・対処の取組の基本的方向や内容	1		○
	③いじめの防止，早期発見，対応の年間計画及び取組内容	1		○
	④教育相談体制，生徒指導体制，校内研修	1		○
	⑤方針検討段階から，保護者や地域の方等が参画し，児童生徒の意見も取り入れる	1		○
	⑥いじめ防止・早期発見・対処の取組に，児童生徒の主体的・積極的な参加の確保	1		○
	⑦いじめ防止・早期発見・対処に関する取組方法を具体的に定め，チェックリストを作成・共有	1		○
いじめ対策委員会		13	p. 22-24	○
いじめの防止	いじめについての共通理解	5	p24，別添（p. 1-3）	○
	いじめに向かわない態度・能力の育成	4		○
	いじめが生まれる背景と指導上の注意	6		○
	自己有用感や自己肯定感を育む	3		○
	児童等がいじめを学び取り組む	3		○
いじめの早期発見		5	p. 25，別添（p. 3-5）	○
いじめに対する措置	発見・通報の対応	4	p25，別添（p. 5-8）	○
	いじめられた児童等・その保護者の支援	7		○
	いじめた児童等の指導・その保護者への助言	7		○
	いじめが起きた集団への働きかけ	5		○
	ネット上のいじめへの対応	5		○
重大事態への対処	基本対応（意味・報告・調査主体）	3	p. 25-35	○
	調査組織	3		○
	事実関係明確化の調査	6		○
	重大事態に関するその他留意事項	5		○
その他の留意事項	組織的な指導体制	3	別添（p. 8-9）	○
	校務の効率化	1		○
	校内研修の充実	3		○
	学校評価と教員評価	2		○
	地域や家庭との連携	3		○

対処に関する取組方法を具体的に定め，チェックリストを作成・共有」と「校務の効率化」であった．

4. 考察

4.1 沖縄県中学校の課題

本研究での点検実施校は少なかったが，点検した沖縄県中学校は，学校の基本方針をホームページで公開し，国の基本方針に則った対応に努めてようとしている学校とみることができる．そのような学校において，取組チェックリストを基準に記載内容を点検した結果から示唆された課題について３つあげたい．

１つには，いじめ対策の実行性に関する課題である．沖縄県中学校で記載状況が低い項目は，取り組みの実行性にかかわる項目であり，学校の基本方針に記載する必要がある．結果で示した記載状況が低い項目ごとにみると，「学校の基本方針の検討段階から保護者や地域の方等が参画し，児童生徒の意見も取り入れる」は，本法律の基本理念である社会総がかりでいじめ問題に取り組むことの実現に向けた「はじめの一歩」である．

「いじめ防止・早期発見・対処に関する取組方法を具体的に定め，チェックリストを作成・共有」は，教員間は勿論のこと，児童生徒や保護者を含めた関係者で，チェックリストを用いた取り組みの点検評価の実施について，あらかじめ計画に明記しておくことが，取り組みの推進や改善につながるだろう．

表 2　取組チェックリストを基準にした学校ごとの記載状況

県別	調査校	頁数	学校いじめ防止基本方針のポイント事項							いじめ対策委員会	いじめの防止					いじめの早期発見
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		共通理解	態度能力育成	背景と指導上の注意	有用感肯定感	学び・取組	
沖縄県	A	4	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	B	4	○	○	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
	C	4	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	D	2	○	○	×	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	○
	E	2	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	○
	F	5	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○
	G	6	○	○	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
矢巾町	H	5	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	I	6	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

県別	調査校	頁数	いじめに対する措置					重大事態への対処				その他の留意事項				
			発見通報の対応	生徒・保護者支援	生徒へ指導・保護者助言	集団への働きかけ	ネットいじめ対応	基本対応	調査組織	事実明確調査	その他	組織的体制	効率化	校内研修	評価	連携
沖縄県	A	4	○	○	○	○	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○
	B	4	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
	C	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	D	2	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	×	○	×	○
	E	2	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	F	5	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	G	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×
矢巾町	H	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	I	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○

（○は記載あり，×は記載なし；学校いじめ防止基本方針のポイント項目の番号①～⑦は表1に対応）

表 3　取組チェックリストを基準にした学校の基本方針への記載状況（沖縄県と矢巾町別）

校種	大項目	学校いじめ防止基本方針のポイント事項							いじめ対策委員会	いじめの防止					いじめの早期発見
	小項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		共通理解	態度能力育成	背景と指導上の注意	有用感肯定感	学び・取組	
沖縄県中学校	該当校数	7	7	2	7	0	3	0	7	7	5	6	5	5	7
	割合(%)	100	100	28.6	100	0	42.9	0	100	100	71.4	85.7	71.4	71.4	100
矢巾町中学校	該当校数	2	2	2	2	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2
	割合(%)	100	100	100	100	50	100	50	100	100	100	100	100	100	100
沖縄県高校	該当校数	44	42	18	22	2	28	21	43	42	37	31	17	23	44
	割合(%)	100	95.5	40.9	50.0	4.5	63.6	47.7	97.7	95.5	84.1	70.5	38.6	52.3	100

校種	大項目	いじめに対する措置					重大事態への対処				その他の留意事項				
	小項目	発見通報の対応	生徒・保護者支援	生徒へ指導・保護者助言	集団への働きかけ	ネットいじめ対応	基本対応	調査組織	事実明確調査	その他	組織的体制	効率化	校内研修	評価	連携
沖縄県中学校	該当校数	7	7	7	5	3	5	6	7	5	7	0	7	3	6
	割合(%)	100	100	100	71.4	42.9	71.4	85.7	100	71.4	100	0.0	100	42.9	85.7
矢巾町中学校	該当校数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	2	2	2
	割合(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	100	100	100
沖縄県高校	該当校数	38	39	37	19	27	19	23	17	17	37	14	11	6	41
	割合(%)	86.4	88.6	84.1	43.2	61.4	43.2	52.3	38.6	38.6	84.1	31.8	47.7	13.6	93.2

（学校いじめ防止基本方針のポイント項目の番号①～⑦は表1に対応）

「校務の効率化」は，本法律に則りいじめ対策に取り組めば，特定の教員に負担がかかる状況に直面する．それに応じて学校全体で過負担軽減に向けた対策を講じる必要性に迫られる．いじめ対策に取り組めば切実に実感する課題と考えられる．

２つには，沖縄県高校との比較による課題である．沖縄県中学校に比べて沖縄県高校の記載状況が上回っていたのは８項目であったが，その中で20％程度以上の差があった項目は，「いじめ防止・早期発見・対処に関する取組方法を具体的に定め，チェックリストを作成・共有」，「校務の効率化」，「いじめ防止・早期発見・対処の取組に，児童生徒の主体的・積極的な参加の確保」，「ネット上のいじめへの対応」であった．最初の２項目からは，高校に比べて中学校では，組織として全体を見通した計画作成を行う必要性がうかがえる．３つめの項目からは生徒が参加する取り組み推進についての課題がうかがえる．４つめの項目からは，ネットに関連する問題への切実感の度合いが反映している可能性が考えられるが，ネット環境の普及度や発展性をみれば，中学校においても，今日的課題として抜かりなく対策を講じておく必要があるだろう．

３つには，矢巾町中学校との比較による課題である．点検実施校が少なかったが，沖縄県中学校で記載状況が100％の項目数は，矢巾町中学校の半分で，50％以下の項目数は２倍であった．以上のように，矢巾町中学校は，学校の基本方針をホームページで公開し，その内容も国の方針が求める内容を概ね網羅していた．しかし，矢巾町内では，いじめが原因の生徒が自殺する事件が発生し，当該校が教育委員会に報告していたいじめ件数は「０」で，いじめに関する法に則った組織的な対応は機能しなかった．矢巾町中学校に比べて記載状況に課題がみられる沖縄県中学校では，まずは，学校の基本方針の記載内容で不足するところを整えることが求められる．

4.2　本研究の意義と課題

国の基本方針には，本法律第22条で示すいじめ対策委員会を中心に，学校におけるいじめ防止等の取組状況について点検評価を行い，改善を図っていくこととされている．国の基本方針が示す内容を網羅したチェックリストで学校の基本方針の記載状況を点検し不足点を明確にして，国の基本方針が求める内容が不足点なく学校の基本方針に記載されることは最低限のことであるとともに，学校の基本方針は概念的な内容で構成されるものではなく，行動計画の意味を有し実行性が問われるものである[14) 15)]．

本法律が施行されて２年余り，まだ学校現場では本法律の理解が十分ではなく，そのような状況においては，まずは学校の基本方針を整え，それに則って，いじめ対策を進めていく道筋を学校に馴染ませて定着させていく必要がある．そのような段階においては，本研究で示した取組チェックリストを用いた点検方法は有用であると考えられる．

しかし，本研究で用いた取組チェックリストは，国の基本方針で求める内容の記載状況を点検する上では，一定の妥当性があると考えられるが，地方の基本方針を参酌する点や学校の実態に応じる点に対しては網羅していないため，学校の基本方針の全体を点検する上では限界がある．

なお，国の基本方針は，３年経過をめどに修正することを視野に入れている．教育現場の状況をみながら，国の基本方針がよりよく改善されていくものと予想される．本法律が施行されて２年が経過した段階であり，法律に則った学校での取組が軌道に乗るには，一定の時間を有すると考えられる．したがって，あくまでも現段階におけるチェックリストとみながら，国の動向に注視しつつ取組チェックリストの改善について検討を進めていく必要がある．

また，本研究では，ホームページで公開している学校の基本方針を対象に調査したが，今後はホームページ以外で公開している学校の基本方針についても調査し，より多くの学校の基本方針について検討する必要がある．また，中学校を対象に検討を試みたが，小学校についても調査し，その策定内容の現状と課題を把握し，校種間の比較検討を行いながら，校種ごとの特徴や不足点等を明確にすることによって，いじめ防止等の取り組み推進に資するような知見を見いだせるようにしていきたい．

5. 引用文献

1)文部科学省 (2013).「いじめ防止対策推進法の公布(通知）について」初等中等教育局児童生徒課　2013 年 6 月 28 日 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm>（2013 年 12 月 7 日）

2）文部科学省 (2013).「いじめ防止対策推進法」初等中等教育局児童生徒課　2013 年 6 月 28 日 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm>（2013 年 12 月 7 日）

3）文部科学省 (2013).「いじめ防止対策推進法のあらまし」初等中等教育局児童生徒課　2013 年 6 月 28 日 <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337227.htm>（2013 年 12 月 7 日）

4）文部科学省 (2013).「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定　2013 年 10 月 11 日

5）文部科学省（2014）. 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 25 年度訂正値）初等中等教育局児童生徒課　2014 年 12 月 19 日 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001055973&cycode=0>（2014 年 12 月 30 日）

6）文部科学省 (2015).「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査の結果　初等中等教育局児童生徒課

7）吉田浩之（2015）. 学校いじめ防止基本方針の策定状況と課題 - 沖縄県高等学校の現状 -　琉球大学教育学部紀要，87，247-256.

8）吉田浩之（2015）. いじめ防止基本方針に基づく学校チェックリストの作成　琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要，22，19-36.

9）毎日新聞（2015）.「岩手中２自殺：生活ノートに記された気持ち…担任報告せず」2015年7月9日〈http://mainichi.jp/select/news/20150709k0000m040161000c.html〉（2015 年 7 月 9 日）

10）毎日新聞 (2015).「いじめ実態調査：「重大事態」450 件　文科省が訂正，当初発表の３倍　昨年度」2015 年 7 月 9 日 <http://mainichi.jp/shimen/news/20151105ddm012100059000c.html>（2015 年 11 月 5 日）

11）文部科学省 (2014).「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」初等中等教育局児童生徒課　2014 年 10 月 16 日 <http://www.mext.go.jp/bmenu/houdou/26/10/__icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1351936_01_1.pdf>（2014 年 10 月 16 日）

12）文部科学省 (2015).「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果について　初等中等教育局児童生徒課　2015 年 9 月 16 日

13) 沖縄県教育委員会（2014）.「中学校一覧」2014 年 4 月 7 日 <http://www.pref.okinawa.lg.jp/edu/shien/gakko/chu/index.html>（2015 年 4 月 27 日）

14）国立教育政策研究所（2013）.「いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q＆A」生徒指導・進路指導研究センター

15）国立教育政策研究所（2014）.「学校いじめ防止基本方針」年度当初の確認点　生徒指導・進路指導研究センター